

フリーぺーぺー

2014年 10月号

カイケイ

2014年10月10日発行
発行/株式会社イーマック
編集長/大場史郎
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号
Tel (082)227-7730 Fax (082)227-8861
E-mail webmaster@kaikei.cc.jp
URL <http://www.kaikei.co.jp>



所長コメント

先月1週間ほどパリへ行きました。
名画とワインを堪能してきました。
観光シーズン真っ盛りということで、街は外国人で溢れています。
パリジャン、パリジェンヌは映画に出てきそうなぐらいかっこいい姿が多い。ただ、室内でタバコが吸えないものだから、路上でよく煙草を吸うし、石畳の間に吸殻が散乱している。
太ったお年寄り夫婦はたいていアメリカ人、シャネルなどのブ

ランドショップに列を作るのは中国人の団体。かつての日本人に代わって、今一番歓迎されているのでは?彼らは大きな声でよくしゃべる。

これだけ観光客が多いと落とすユーロも半端じゃない。フランスのエレベータは閉めるボタンがついてないのが多い。こせこせコマねずみのように働くのは、この街には似合わないようだ。

写真はナポレオンが作った凱旋門とそこに上ってみたパリの街並み

社長の仕事 税理士 大場史郎

ホームページを作ろう

今さらホームページの話をするのも、どうかと思いますが。

インターネットで商品を注文したり、情報を得たりするのは今やごく普通のことになってきた。

消費者への営業ではなくても、新しい会社と取引するとき、求人募集を出したときなど、貴社に関心がある人がまず見るのはホームページです。

企業の顔として、ホームページは今や看板のように無くてはならないものになっている。

そこで、会社の基本方針、住所や営業日、主な扱い商品など。「会社の見える化」をしないといけない。

ホームページもない会社となれば、貴社と取引を始めようとする会社や、就職を希望する人は、足が遠のくかもしれない。

オーバーに言えば、貴社はせっかくのビジネスチャンスを喪失していることになる。

先日、事務所で私の隣に座っている司法書士の先生が、目の調子が悪いので、眼科に行くと言われた。その際、彼の眼科を選ぶ選択方法は、眼科のホームページだ。選んだ某眼科が、病気に対する説明がわ

かりやすく、その医師の考えに共鳴できるのでそこへ行ってみるとのことだ。

翻って、皆様のホームページを見ると、作っていないところや有ってもほとんど、メンテナンスをしていないところが多いこと。わが事務所のホームページもそうですが……。

そうかといって、専用のスタッフを雇うのは、コストもかかり難しい。

ワンストップオフィスをめざす(株)イーマックとしては、人を増やしても皆様のお役に立てたいと考えています。

その際、若干の報酬のアップをお願いするかもしれませんぐ……。



弊社のホームページです。



“空き家問題と不動産所有権の放棄”

Aさん：少子高齢化が進んで、今じゃ空き家率が約14%だそうだ。全国的に空き家が増えて、倒壊や火災の危険で社会問題になってるようだね。

わたし：インターネットに、市町村の空き家条例とか、空き家問題について対策案や意見がいろいろ出てるね。もっとも、価値のある家や敷地ならすぐ売れるから空き家問題にならないと思うよ。問題になっているのは、価値が低くて相続人らが処分に困るお荷物の家や敷地だと思う。地方ではそれが多いんだろうね。

Aさん：国ももうそろそろ本気で取り組まないと大変なことになるよ。

わたし：これは、税制や防災、都市計画など関連分野が多方面に及ぶから、総合的な対策が必要な難しい問題だね。テレビや家具のような動産なら、所有権放棄できると解されているから(民法239条1項)、捨てれば済むよね。だけど、土地や建物(不動産)は、子供らが共同相続しても、皆それぞれ生活の場が違うし、資産価値が低くてなかなか遺産分割協議も決まらず、住宅付土地には固定資産税が安い優遇措置もあるから、そのままズルズル放置されるんだろうね。

Aさん：土地や建物は、動産のようにには捨てられないの？

わたし：「土地や建物の所有権を放棄できるか？」ってことかい？

Aさん：うん、法律的に言えばそうだね。

わたし：建物は、取り壊せば資材(動産)の集まりになるから、廃棄すれば済むけど、取り壊さずに所有権放棄はできないよ。土地は、建物みたいに取り壊せないから廃棄できないし、所有権放棄もできないんだ。

Aさん：なぜ土地や建物の不動産は所有権の放棄ができないの？

わたし：民法239条2項に、「所有者のない不動産は、国庫に帰属する。」と規定されているんだけど、「所有者のない不動産」と「不動産所有権の放棄」は別問題だろ。民法でいう「所有者のない不動産」とは、今も小笠原諸島近海に火山噴火で生まれている西之島のような初めから所有者のいない不動産を想定しているんだよ。所有者がお荷物になって処分に困った土地、建物を「放棄したから所有権は国に移った。後はヨロシクね。」じゃあ、国はたまたもんじゃないだろ。実際、昭和41年に、ある神社が法務省民事局長に、「神社所有の裏山の一部が崖地のため崩落寸前で、工事費用数千万円の負担資力がないが、放置は危険なため、土地所有権を放棄して所有権を国に帰属せしめたい。」と照会したところ、「所有権の放棄はできない」と回答されているんだ。

社会保険労務士
キャリアカウンセラー
田村 実



国民年金の後納制度

Q:滞納していた年金の保険料を10年分まで遡って納付できる制度は、1年後に終了すると聞いています。10年分の保険料はかなり高額で、一度に払いきれない人も大勢いるのではと思いますが、それでも延長処置などとらずに終了してしまうのでしょうか。

A: 従来、国民年金の保険料は事前に厚生労働大臣の承認を得て納付を免除されたものは10年分まで遡って追納できますが、単なる未納では2年前に発生した分までしか納付できませんでした。そこへ平成24年の10月から、10年前の未納分まで遡って納付できる「後納制度」が特例的に設けされました。

この制度は平成27年9月末日で終了することになっています。実は、27年10月1日から「年金機構強化法」により、受給資格を満たすのに必要な期間が25年から10年に短縮される予定で、もしそれ以降も後納制度を継続されると、10年近く一切保険料を納付せず、受給資格の発生間際に保険料をまとめて支払うことも理論上可能になってしまい、相互扶助の社会制度である公的年金の趣旨にそぐわない状況になってしまうことも考えられます。

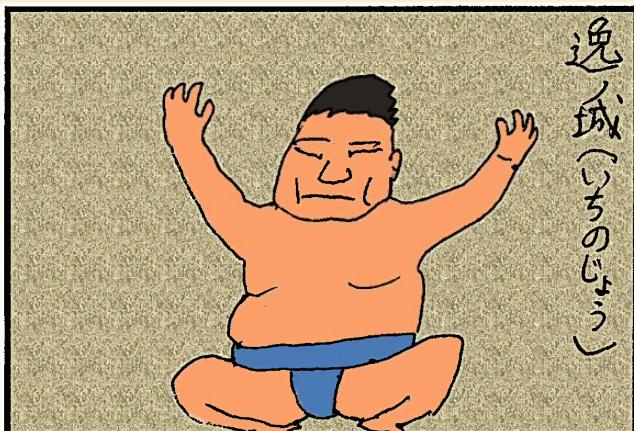
ただ、同年10月には国民年金法も改正され、未納分の保険料は過去5年分まで納付できるようになる予定です。

※相互扶助

働く世代が保険料を負担して、その時代の高齢者の生活を支え、そして、その働く世代が高齢になったときは、次の世代がその高齢者の生活を支えるという仕組み

花子33歳 おばじゅうさん

逸ノ城



パソコン Rescue

メールの返信アドレス

電子メールの返信が届かないため、先方に電話で確認すると、確かに返信したと言われることがあります。

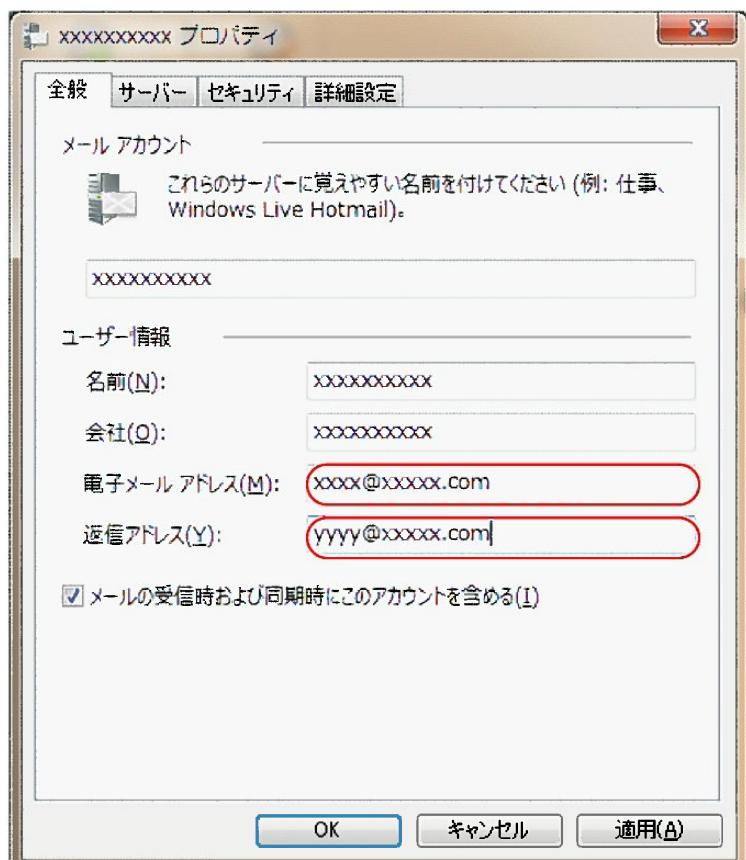


担当：藤井俊之

先方が届いたメールに「返信」とすると、こちらのメールアドレスを宛先としてメッセージが作成されます。このときのメールアドレスには、「返信アドレス」が使われることがあります。

例えば、Windows Live メールのアカウントのプロパティの「返信アドレス」が設定してあると、そのメールアドレスにメールが返信されます。この返信アドレスが間違っていると、返信メールは届きません。このような場合は、返信アドレスを確認してください。

なお、返信アドレスに設定がなければ、「電子メールアドレス」を宛先として返信メールが送られます。





税務 印紙税

担当: 吉村千花子



売上代金(営業に関する場合)の受取書(領収書)の記載金額が以下の場合には、原則として以下の金額の収入印紙を貼付することが定められています。

記載金額	税額
5万円未満のもの …★	非課税
5万円以上	100万円以下のもの 200円
100万円を超える	200万円以下のもの 400円
200万円を超える	300万円以下のもの 600円
300万円を超える	500万円以下のもの 1,000円
500万円を超える	1,000万円以下のもの 2,000円

★印紙税の軽減措置 平成26年4月1日～領収書(第17号文書)に貼る印紙について、非課税となる額(印紙を貼らなくてもよい額)が30,000円未満から50,000円未満に拡大され、50,000円未満の領収書への収入印紙の貼付が必要なくなっています。

■ 領収書の金額が税込50,000円以上で税抜き50,000円以下だったとき

印紙代が領収書の金額に含まれることはございませんが、消費税は①明示しておらず税込になっている場合や②別に消費税額が明示してある場合があります。①の場合には、総額で印紙税額を判断します。税込50,000円以上なら収入印紙200円を貼付します。一方②の場合には、消費税を引いた金額で判断します。税抜き50,000円未満なら収入紙の貼付は必要ありません。このように領収書や契約書等を作成する際、消費税額をきちんと明示すれば、印紙代の節約につながることになります。

■ クレジットカードで取引するときの収入印紙

現在、キャッシュレスということで、買い物をするときにクレジットカードを利用する人が増えてきました。もし、買い手のお客様に5万円以上のクレジット支払でクレジット利用伝票のほかに領収書を求められた場合には、印紙はどうしますか？

国税庁のホームページに売上代金に係る受取書は、『金銭又は有価証券の受領事実を証明する目的で作成されるものであり、クレジット販売の場合には、金銭又は有価証券の受領事実がないため、印紙貼付対象に該当しない。』と書いてあります。そのため、印紙は必要ありません。ただ、この場合注意しなければならないのは、条件が付されていることです。条件は、領収書の但し書きに「クレジットカード利用」と記載しなければならないことです。この記載がない場合には、印紙の貼付が必要となります。こちらが領収書をもらう場合も、クレジットカード利用と書いてもらっているか注意してみてください。

税務 法人から個人への低額譲渡

担当: 小柳博美



法人が個人へ資産を譲渡した場合、資産を時価で譲渡したとみなして法人税がかかります。そこで時価と譲渡価額の差額が寄付金と売却益で同時に計上されることになります。

仕訳は以下の通りになります。

貸方(右側)は、時価と取得価額との差額が「売却益」となります。また、借方(左側)は、時価と売買価格の差額は、寄付金等になります。法人と個人間に雇用関係等(従業員・役員)があれば「賞与・役員賞与」になり、雇用関係がなければ「寄付金」となります。

取得価額300万円(時価1,000万円)の土地を600万円で売却した。

現預金	600万円	土地	300万円
寄付金等	400万円	売却益	700万円

買い手である個人には、時価との差額に対して所得税がかかります。法人と個人間に雇用関係等(従業員・役員)があれば「給与所得」になり、雇用関係がなければ「一時所得」となります。

税務 簡易課税制度の改正

担当:前川昌治

消費税の簡易課税制度の「みなし仕入率」について、平成26年度税制改正で見直しが行われています。

改正の内容は

- ① 金融及び保険業を第5種事業(現行は第4種事業)とし、みなし仕入率を50%(現行60%)とする。
- ② 不動産業を第6種事業(新たな事業区分の設置、現行は第5種事業)とし、みなし仕入率を40%(現行50%)とする。

法人事業者については平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されるものとされています。



事業の種類		みなし仕入率 【改正前】		みなし仕入率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者に販売する事業をいいます。	90% (第一種)		90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第三種事業になります。	80% (第二種)		80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% (第三種)		70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)		60%(第四種)
	金融業及び保険業			50%(第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業(飲食店業を除く)	50% (第五種)		50%(第五種)
	不動産業			40%(第六種)

税務 課税手当と非課税手当

担当:田島恵里子

給与手當の中で「課税手当」と「非課税手当」があるのはご存知でしょうか。

従業員に手当を支給した時に従業員に所得税がかかるのが「課税手当」、所得税がかからないのが「非課税手当」です。総支給額が同じでも、この手当の内訳で非課税手当の割合が大きいほど従業員の給与の手取り額が増えます。



従業員にとってうれしい「非課税手当」ですが、会社にとってもメリットがあります。

1つ目は源泉徴収する税金が少なくなることで**納税準備金が少なくなる**、ということです。

2つ目は課税業者の場合、以下の手当は**課税仕入として仕入税額控除の対象になる**ということです。

○通常必要であると認められる部分の**出張旅費、宿泊費、日当**(要:出張旅費規程)

※法人の場合は役員にも出張手当を支給することができます。(個人事業主は実費のみ)

※出張手当は社会保険の算定対象外のため社会保険削減にもなります。

○通勤のために通常必要とする範囲内の**通勤手当**

※バス・電車以外でもマイカー・徒歩・自転車も距離によって所得税法で定められた限度金額内は非課税になります。

給与を上げたいけど中々上げられないというとき、支払項目を変えるだけで従業員の手取り額を増やすことができます。

所得税法、消費税法上では取り扱いが異なりますので、よくご確認ください。

※社会保険、労働保険を計算する際は通勤手当は給与の一部とみなされます。

生命保険はありますか？

NO

YES

生命保険は 法定相続人×500万円の別枠の控除ができる。

検査のない一時払い生命保険を活用できないか？

死亡退職金を利用できないか？

NO

YES

※不動産管理会社を作つて役員となり、死亡退職金をとる。

死亡退職金は 法定相続人×500万円の別枠の控除ができる。

退職金額 = 最終役員報酬×功績倍率（代表者通常3倍）×在職年数

弔慰金は給与の6か月、業務上の死亡なら3年分 支払うことができる。

※法人を作ると社会保険に強制加入になります。

国保から社保に切り替えて、保険料を下げるこども可能です。

但し75歳以上は長寿（後期高齢者）保険になります。

相続税の非課税の仏具、お墓などは生前に買っておく。

NO

YES

養子を迎える。税法上子供がいなければ2名、いれば1名が限度

※日本の相続税法の仕組みでは相続人が増えれば、相続税額がかなり減額される。

NO

YES

生前贈与を考える。

1. 直系尊属からの住宅資金の贈与 1,000万円（平成26年）

2. 直系尊属からの教育資金の贈与 子供一人につき1,500万円（平成27年まで）

3. 婚姻期間20年以上の配偶者への住宅または住宅資金の贈与 2,000万円
不動産の登記、不動産取得税（県税）等が100万円近く必要

4. 相続時精算課税制度を使う

60歳以上の親または祖父母から生前に引き渡す。（H27年から緩和）

2,500万円まで、

ただし以後その贈与者から暦年贈与（110万円）は受けることができない。
高収益の賃貸不動産、株などを先渡しする。

子、孫へ 暦年贈与（一人、一年110万円まで無税）

これが結構効果がある。

☆ シンプルスピード 初級編★

担当:宮本佳依

経営分析表を活用しよう！

シンプルスピードには、経営分析資料という機能があります。

今日は、その中の「科目別補助連年対比表」のご紹介をします。

これは、科目を補助コード別に前年と比べることができる機能です。

これを活用すれば、たとえば卸業者ごとに前年と比べてどのくらい取引が増えたかを把握することができます。

それでは、実際にやってみましょう！

①まず、【仕訳帳メニュー】の【経営分析表】から、【科目別補助連年対比表】を選びます。



②次に、前年比を出したい期間を選択し、科目、補助コードの順に設定します。



※開始月と終了月を別の月に選択することもできますし、
全期出力を選ぶと、年間の累計で前年対比することができます。

このように、一覧表が表示されます。

この時、選択した科目のすべての仕訳に、補助コードが入力されていないと
全額が表示されませんのでご注意ください。

科目別補助連年対比表		712		商品仕入		メニュー	印 刷
No.	内 容	当 期		前 期		(単位：円)	
		7月末累計	構成比	7月末累計	構成比		
1	A社	1,303,938	73.4%	252,962	42.5%	515.4%	
2	B社	57,728	3.2%	92,473	15.5%	62.4%	
3	C社	45,000	2.5%	124,500	20.9%	36.1%	
4	D社	147,658	8.3%	124,420	20.9%	118.6%	
5	E社	220,000	12.3%				
合 計		1,774,324		594,355		298.5%	

この機能を活用すると、各業者の構成比や前年の取引との増減を、ひと目で把握することができます！
ぜひ、お試しください。

大工のゲンさん家 II

帰ってきた大工のゲンさん



おばばけ

秋刀魚



弊社ホームページに今までのタクティクスが載っています。
ぜひご覧ください。 <http://www/kaikei.co.jp>

事務所からのお知らせ

河本理恵

◆個人の県民税及び市町村民税の納付

個人住民税の普通徴収 第3期の納付期限は10月31日までです。

◆広島県最低賃金750円

平成26年10月1日より、広島県の時間額最低賃金が733円から、17円上がり、750円になります。

編集後記

うちの高校生になる娘は、お笑いが大好きです。しかし若手のお笑いが好きらしく、どのコンビの話題を聞いても、まったくわかりません。お笑いが好きすぎて、東京のお笑い友達の家に一人で行くほどです。その行動力はすばらしいのですが、のめり込みすぎがちょっと不安な今日この頃です。

うちの息子の足はでかいです、中学一年の現在28.5cmもあります。にもかかわらずすぐに靴に穴をあける。1か月に一足のペースで靴を買っています。それも足がでかいため安売りの靴ではサイズがありません。今月も靴代が…。

いろいろありますが、子供たちは順調に成長しています。身も心もますます成長してくれることをいつも祈っています。

田村 実

